平成 24 年3月 28 日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 ＳＵＭＣＯ
代表者名　取締役社長　田口　洋一
（コード：３４３６　東証第一部）
問合せ先　広報・IR室長　澁谷　博史
（ＴＥＬ．０３－５４４４－３９１５）

定款の一部変更、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに株式の発行と同時の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、平成 24 年3月 28 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、「定款一部変更の件」及び「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」に関し、平成 24 年4月 26 日開催予定の第 13 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、A種種類株式（以下「本A種株式」といいます。）の発行の効力が生じることを条件として、本A種株式の払込金額の資本準備金組入に伴う資本準備金増加分の一部を減少することを決議し（以下「株式の発行と同時の資本準備金の額の減少」といいます。）、また、これに併せて「剰余金の処分の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします（本A種株式の発行については、平成 24 年3月８日付当社プレスリリース「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

記

Ⅰ　定款一部変更の件

1．定款変更の理由

当社は、平成 24 年3月８日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において、本A種株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びに本A種株式及びB種種類株式（以下「本B種株式」といいます。）の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件として、住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下、住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社と併せて「割当先」といいます。）に対して第三者割当による本A種株式を発行すること、及び、割当先との間で、割当先が本A種株式を引受けることに関する引受契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしました（本A種株式及び本B種株式の詳細については、同日付当社プレスリリース「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

当社は、本A種株式及び本B種株式の発行を可能とするため、及び、本契約においてジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に付与された社外監査役候補者の指名権の行使に対応するため、本A種株式及び本B種株式に関する定款規定を新設するとともに、監査役の員数の上限を増加し、併せてその他の文言の修正及び追加等、所要の変更を行う予定です。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

(1)本取締役会決議日　　平成 24 年3月 28 日
(2)本定時株主総会開催日　　平成 24 年4月 26 日(予定)
(3)定款変更の効力発生日　　平成 24 年4月 26 日(予定)

Ⅱ 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、世界経済の低迷や半導体の大幅な生産調整によるシリコンウェーハ需要の激減に加え、歴史的な円高水準の定着、さらに、ソーラー用シリコンウェーハ事業における急速な需給環境の悪化と、大幅な価格下落の継続等により、平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期に続いて、平成 24 年1月期においても、当期純損失を計上しました。その結果、当社単体で繰越利益剰余金マイナス 96,115,711,285 円を計上するに至っております。このような状況下、現下の事業環境が継続したとしても安定した収益を上げ得る企業体質の再構築が急務であるとの認識から、「事業再生計画」(以下「本事業再生計画」といいます。)を策定致しました。本事業再生計画の遂行に向けて、設備投資、研究開発投資及び運転資金として約 450 億円が必要と考えております。このような一連の施策を通じて、需要低迷期においても収益を確保できる強固な収益基盤を確立して参る所存でありますが、早期に財務体質を健全化し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、欠損の填補を目的とする資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1)減少すべき資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第1項の規定に基づき、資本準備金の額 86,046,254,601 円のうち、86,046,254,601 円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(2)剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記振り替えを条件として、その他資本剰余金 89,292,248,419 円を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1)　取締役会決議日	平成 24 年3月 28 日
(2)　株主総会決議日	平成 24 年4月 26 日(予定)
(3)　効力発生日	平成 24 年4月 27 日(予定)

なお、本件は会社法第 449 条第1項但書きの要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生いたしません。

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産額の変動はないため、当社の連結業績に与える影響はありません。

なお、上記内容につきましては、本定時株主総会において、承認可決されることを条件といたしま

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

す。

Ⅲ 株式の発行と同時の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 株式の発行と同時の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

上記Ⅱ1. で記載のとおり、早期に財務体質を健全化し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 株式の発行と同時の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1)減少すべき資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

本A種株式の発行の効力が生じることを条件として、本A種株式の発行日をもって、会社法第 448 条第3項に基づき、本A種株式の払込金額の資本準備金組入に伴う資本準備金増加分 22,500,000,000 円のうち、12,000,000,000 円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものとします。

(2)剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記振り替えを条件として、その他資本剰余金 12,000,000,000 円のうち、6,823,462,866 円を繰越利益剰余金に振り替えるものとします。

3. 株式の発行と同時の資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1)	取締役会決議日	平成 24 年3月 28 日
(2)	資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述公告	平成 24 年4月9日(予定)
(3)	剰余金の処分に係る株主総会決議日	平成 24 年4月 26 日(予定)
(4)	資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述公告最終期日	平成 24 年5月 10 日(予定)
(5)	効力発生日	平成 24 年5月 11 日 (但し、本A種株式の発行が平成 24 年5月 12 日から平成 24 年7月 11 日までの間で当社取締役会が定めた日となる場合には、当該日に変更いたします。)

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産額の変動はないため、当社の連結業績に与える影響はありません。

なお、上記株式の発行と同時の資本準備金の額の減少は、本A種株式の発行の効力が生じることを条件といたします。また、上記剰余金の処分につきましては、本定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

別紙　定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第2章　株　　式	第2章　株　　式
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、804,000,000 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、804,000,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が 803,999,100 株、A種種類株式が 450 株、B種種類株式が 450 株とする。
第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100 株とする。	第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、普通株式につき 100 株とし、A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株とする。
第8条～第 10 条（条文省略）	第8条～第 10 条（現行どおり）
（新設）	第2章の2　A種種類株式
（新設）	第 10 条の2（A種種類株式） 当会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。
（新設）	1．剰余金の配当 （1）A種期末配当金 当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、本章において「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。）及びB種種類株式を有する株主又はB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて、以下、本章において「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 優先配当年率 優先配当年率は、2.50%とする。 (3) 非参加条項 A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。 (4) 累積条項 ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。
（新設）	2. 残余財産の分配 (1) 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 非参加条項 A種種類株主等に対しては、上記(1)のほ

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	か、残余財産の分配は行わない。 (3) 経過A種配当金相当額 A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を 365 で除して得られる額をいう。
（新設）	3. 議決権 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
（新設）	4. 普通株式を対価とする取得請求権 (1) 株式対価取得請求権 A種種類株主は、平成 27 年5月 11 日（以下「取得請求権行使可能開始日」という。）以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、本項において「株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。 (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）に、A種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 当初取得価額 取得価額は、当初、取得請求権行使可能開始日に先立つ 20 連続取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPのない日は含まれない（以下同じ。）。 (4) 取得価額の修正 取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本(4)において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が 700 円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ 20 連続取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (5) 取得価額の調整 （ⅰ）普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、（ⅱ）普通株式についての株式の併合、（ⅲ）普通株式の発行もしくは当会社が保有する普通株式の処分、（ⅳ）当会社に取得をさせることによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、（ⅴ）行使することによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、（ⅵ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、（ⅶ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、又は(ⅷ)その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき（但し（ⅰ）乃至(ⅷ)のいずれについても、A種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。）には、A種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額（下限取得価額を含む。）を調整する。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

（新設）	(6) 取得請求権の行使の条件 株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。 5. 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権 (1) 株式等対価取得請求権 A種種類株主は、取得請求権行使可能開始日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「株式等対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）にA種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2. (3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。 但し、当該株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、株式等対価取得請求日における分配可能額（会社法第 461 条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を超えるおそれがある場合には、株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、A種種類株式を取得するものと

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	し、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。 (2) A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数 A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に1.0を乗じて得られる数とする。また、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
(新設)	6. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、法令に従い、強制償還日(以下に定義する。)の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年5月11日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本項において「強制償還日」という。)の到来をもって、法令の定める範囲内において、A種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)に、A種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種種類株式は、比例按分の方法により、当会社の取締役会が決定する。なお、本項においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「強制償還日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。
(新設)	7. 譲渡制限 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならな

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	い。
（新設）	第2章の3 B種種類株式
（新設）	第 10 条の3（B種種類株式） 当会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。
（新設）	1. 剰余金の配当 (1) B種期末配当金 当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、本章において「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、本章において「B種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、本章において「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。）と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記2.(1)に定めるB種残余財産分配額（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) B種配当年率 B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ 20 連続取引日（以下、本(2)において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (3) 非参加条項 B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。 (4) 非累積条項 ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
（新設）	2. 残余財産の分配 (1) 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり 20,000,000 円（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 非参加条項 B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
（新設）	3. 議決権 B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
（新設）	4. 普通株式を対価とする取得請求権 (1) 株式対価取得請求権 B種種類株主は、いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、本項において「株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成 24 年5月 11 日に先立つ 12 連続取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (4) 取得価額の修正

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	取得価額は、B種種類株式発行日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本(4)において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が 200 円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ 12 連続取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (5) 取得価額の調整 （ⅰ）普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、（ⅱ）普通株式についての株式の併合、（ⅲ）普通株式の発行もしくは当会社が保有する普通株式の処分、（ⅳ）当会社に取得をさせることによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、（ⅴ）行使することによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、（ⅵ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、（ⅶ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	要があるとき、又は(ⅷ)その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき(但し(ⅰ)乃至(ⅷ)のいずれについても、B種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。)には、B種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額を調整する。ただし、下限取得価額については、平成 24 年5月 11 日以降、本(5)に規定する事由が生じた場合に調整する。 (6) 取得請求権の行使の条件 株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。
(新設)	5. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、法令に従い、強制償還日(以下に定義する。)の遅くとも 60 取引日前に公告することにより、平成 28 年5月 11 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本項において「強制償還日」という。)の到来をもって、法令の定める範囲内において、B種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりのB種残余財産分配額(但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するB種種類株式は、当会社の取締役会が決定する。
(新設)	6. 譲渡制限 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 11 条～第 16 条 (条文省略)	第 11 条～第 16 条 (現行どおり)
(新設)	第 16 条の2(種類株主総会) 1. 第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
(新設)	

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

（新設）	2. 第 15 条第1項の規定は、会社法第 324 条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
（新設）	3. 第 15 条第2項の規定は、会社法第 324 条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
第 17 条～第 24 条（条文省略）	第 17 条～第 24 条（現行どおり）
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第 25 条(員数)	第 25 条(員数)
当会社に監査役5名以内を置く。	当会社に監査役6名以内を置く。
第 26 条～第 32 条（条文省略）	第 26 条～第 32 条（現行どおり）
第7章 計 算	第7章 計 算
第 35 条～第 36 条（条文省略）	第 35 条～第 36 条（現行どおり）
（新設）	第 36 条の2(A種期末配当金の除斥期間) 第 36 条の規定は、A種期末配当金の支払いについて、これを準用する。
（新設）	第 36 条の3(B種期末配当金の除斥期間) 第 36 条の規定は、B種期末配当金の支払いについて、これを準用する。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。